通所支援の事業等 ここに公布する。 指定障害福祉サ  $\mathcal{O}$ ビスの事業等の 人員、 設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を 人員、 設備及び運営に関する基準等を定める条例及び 指定

平成二十五年九月三十日

万大县山事

栃木県知事

4 田富

## 栃木県条例第五十七号

指定通所支援の事業等の 指定障害福祉サ する条例 | ビ スの事業等の人員、 人員、 設備及び運営に関する基準等を定める条例の一 設備及び運営に関する基準等を定める条例 部を改正 及び

改正) (指定障害福祉サー ビスの事業等の人員、 設備及び運営に関する基準等を定める条例  $\mathcal{O}$ 

第一条 (平成二十五年栃木県条例第十九号) の一部を次のように改正する。 指定障害福祉サ Ŀ ス  $\mathcal{O}$ 事業等の 人員、 設備及び運営に関する基準等を定める条例

第九十七条第二号及び第三号中「利用者の数」 を 「利用者数」に改める。

児」に改める。 支援基準条例第八十一条において準用する指定通所支援基準条例第六十一条の二の規定によ 十一条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所 サー 放課後等デイサ 例第八十一条において準用する指定通所支援基準条例第六十一条の二の規定により基準 り基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサー 同条第二号中「利用者の数」を「利用者数」に、 おいて準用する指定通所支援基準条例第六十一条の二の規定により基準該当放課後等デイ 準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第八十一条に の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条 者及び障害児」 第九十八条第一号中 ビスとみなされる通いサービス又は」に、 に改め、 ビスとみなされる通いサービス又は」に、 「又は」 同条第四号中 を 乛 指定通所支援基準条例第六十一条の二の規定によ 「又は」を「、 「障害者」を「障害者及び障害児」に改 「又は」を「、 指定通所支援基準条例第六十 ビス又は」に、 「障害者」を「障害者及び障害 指定通所支援基準条例第六 「障害者」を「障害 一条の二 ·該当 ŋ

第百十二条第一号中 「又は」 を 乛 指定通所支援基準条例第六十一条の二の規定により

同 お 準該当児童発達支援とみなされる通い 11 に改め、 ビスとみなされる通いサービス又は」に、 て準用する指定通所支援基準条例第六十一条の二の規定により基準該当放課後等デ 同条第四号中 「を利用する者の数」を「の利用者数」に、 「利用者」 を「障害者及び障害児」 サ Í Ľ ス若しくは指定通所支援基準条例第八 「利用者」を「障害者及び障害児」 「利用者」 に改める。 を 「障害者及び障 に改 + 条に

利用者数」に改める。 第百五十一条第二号及び第三号並びに第百六十一条第二号及び第三号中 「利用者の 数 を

(指定通所支援の事業等の人員、 指定通所支援の事業等の 人員、 設備及 設備及び運営に関する基準等を定める条例 び運営に関する基準等を定める条例 0 \_ 部改正 (平成二十

目次中「第六十一条」を「第六十一条の二」に改める

五年栃木県条例第二十五号)

の一部を次のように改正する。

第五十九条中 「第二十四条第二項」を「第二十四条第一 項 に改める

第六十条及び第六十一条中 「第二十四条第一 項及び第三項」 を「第二十四条第二 項」 に . 改

め、第二章第五節中同条の次に次の一条を加える。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)

第六十一条の二 模多機能型居宅介護事 第一項に規定する通いサービスをいう。 機能型居宅介護をいう。 規模多機能型居宅介護 提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対 定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。 十四号。 密着型サービスの事業の人員、 二項から第五項までの規定を準用する部分に限る。 当児童発達支援事業所とみなす。 ビスを基準該当児童発達支援と、 (同項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。 以下 「指定地域密着型サービス基準」という。 次に掲げる基準を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者 業所につ (指定地域密着型サ のうち通いサービス 設備及び運営に関する基準 Į, \ 当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事 この場合において、 ては、 適用し 以下同じ。)を提供する場合に 以下同じ。 ビス基準第六十二条に規定する指定小規模多 ない。 (指定地域密着型サ この節 を除く。 が、 )第六十三条第一項に規定する指 (平成十八年厚生労働省令第三 地域において児童発達支援が (第五十九条 の規定は、 以下同じ。 ービス基準第六十三条 は、 (第二十四条第 当該通い 当該指定小 )を基準該 (指定 指定小 サー 地

介護とみなされる通いサービス、 いう。 護事業所の登録者 三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の 後等デイサ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の  $\overline{\phantom{a}}$ の数と指定障害福祉サービス等基準条例第九十八条の規定により基準該当生活 ビスとみなされる通い ス若しくは第八十 (指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する登録者を 一条におい この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされ . サ ービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第 て準用するこの条の 登録定員 特例に関する措置を定める省令 (当該指定小規模多機能型居 規定に より基準該当放課 伞 宅介

事業所に登録を受けた障害者及び障害児の数との合計数の上限をいう。 十五 り自立訓練とみなされる通い 年厚生労働省令第百三十二号。 が二十五人以 下であること。 サ 以 ビスを利用するために当該小規模多機能型居宅介 下 「特区 |省令] لح VI う。 第四 条第 次号におい <del>---</del> 項  $\mathcal{O}$ 規 て 定 護 同

- 者及び障害児の数との合計数の は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通い により基準該当児童発達支援とみなされる通いサー 例第九十八条の規定により基準該当生活 多機能型居宅介護事業所の通いサ 五人 するこの条の まで 指定小規模多機能型居宅介護事業所  $\mathcal{O}$ 範囲内 規定により基準該当放課後等デ であること。 日当たり ビス 0) 介護とみなされる通い  $\mathcal{O}$ 利用者の数と指定障害福祉  $\mathcal{O}$ 上限をいう。 通 イサー 11 サ -ビス若し ビスとみなされる通い F. ス  $\mathcal{O}$ が登録定員の二分の くは第八十 利 用定員 サー サー ・ビス、 サ ビスを受け (当該指定 条に この ピ サ ス お 等基 る障害 ピ  $\mathcal{O}$ 小 規定 ス 又 か 7
- 準第六十七条第二項第一 広さを有すること。 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所 号の居間 及び 食堂を  $\mathcal{O}$ V 居間及び食堂 . う。  $\overline{\phantom{a}}$ が機能を十分に発揮 (指定地域密着型サ し得る適当な ピ ス
- る通い 定地域密着型サ 通 居宅介護事業所の提供する通い 定障害福祉サ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業 なされ は 第八十 ビス、 る通 ビスを受ける障害者及び障害児の数との合計数であるとした場合にお ビ この条の規定により いサ ビス等基準条例第九十八条の規定により基準該当生活介護とみなされ おい ス基準第六十三条に規定する基準を満たしていること。 F. ス又は特区省令第四条第一 て準用するこの条の規定により基準該当放課後等デ サ ビス 基準該当児童発達支援とみなされる通い 0) 所 利用者の数が通い  $\mathcal{O}$ 従業者の員数が 項の 規定により自立訓練 サ 当該指定小規模多機 ビス 0) 利用者の数 とみ サ ゖ け ピ る指 ス若 能 ピ ス
- 五. この条の規定により 的支援を受け 対し適切なサ ていること。 ピ スを提供するため、 基準該当児童発達支援とみなされる通い 障害児入所施設その他の関係施設から必要な技 サー ビスを受け `る障 児

八 第四十四条中 従業者 0 勤務体 制 前 条の 協力医療機関」 とある 0

従業者の勤務体制」と」を削る。

第八十 一条中 第六十 条 を カか ら第六十 条の二まで」 に改 8

## 貝

この条例は、平成二十五年十月一日から施行する

障害福祉課)